ニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	（新設）	（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に製造販売されたニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤を販売し、又は授与する場合には、動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号に規定する事項の記載は、「使用基準の定めるところにより使用すること」と記載された書面を当該薬浴剤を購入し、又は譲り受けようとする者に対して交付することをもってこれに代えることができる。

２　前項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤に係る同号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第七十三号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年九月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　宮下　一郎

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第一章の二　（略）	第一章・第一章の二　（略）
第二章　地域公共交通計画の作成及び実施	第二章　地域公共交通計画の作成及び実施
第一節～第三節　（略）	第一節～第三節　（略）
第四節　海上運送高度化事業（第二十条―第二十二条の二）	第四節　海上運送高度化事業（第二十条―第二十二条）
第五節　鉄道事業再構築事業（第二十三条―第二十六条の二）	第五節　鉄道事業再構築事業（第二十三条―第二十六条）
第六節　（略）	第六節　（略）
第七節　地域旅客運送サービス継続事業（第三十三条―第三十六条の五の二）	第七節　地域旅客運送サービス継続事業（第三十三条―第三十六条の五）
第八節・第九節　（略）	第八節・第九節　（略）
第三章　再構築方針の作成等（第三十六条の二十四―第三十六条の二十七）	第三章　新地域旅客運送事業（第三十七条―第四十四条）
第四章　新地域旅客運送事業の円滑化（第三十七条―第四十四条）	第三章の二　新モビリティサービス事業（第四十四条の二―第四十四条の五）
第五章　新モビリティサービス事業の円滑化（第四十四条の二―第四十四条の五）	第四章　雑則（第四十五条―第四十七条）
第六章　雑則（第四十五条―第四十七条）	附則
附則	